

健康保險法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項、第六十八條第二項又は第六十九條の規定に基づき、以下のとおり保險医療機関又は保險薬局の指定を行ったので、保險医療機関及び保險薬局の指定並びに保險医及び保險薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]

令和八年一月二十八日

尾崎 俊雄

医療法人いぶき会	ちわら歯科医院	名 称
鶴岡市北茅原町二五―二八		所 在 地
令和八年二月一日		指 定 年 月 日

令和八年一月二十八日

尾崎 俊雄

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
なりさわ	歯科クリニック	山形市成沢西一丁目六番四八号			令和八年	一月二日			

健康保險法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項、第六十八條第二項又は第六十九條の規定に基づき、以下のとおり保險医療機関又は保險薬局の指定を行ったので、保險医療機関及び保險薬局の指定並びに保險医及び保險薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年 一月二十八日

令和八年一月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]